

令和4年1月26日

戸田市議会議長 細 田 昌 孝 様

提出者 議会改革特別委員会
委員長 遠 藤 英 樹

戸田市議会基本条例の一部を改正する条例の提出について

上記のことについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第109条第6項
及び戸田市議会会議規則第14条第2項の規定により、裏面のとおり提出します。

委員会提出議案第 1 号

戸田市議会基本条例の一部を改正する条例

戸田市議会基本条例（平成 24 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第 1 章 総則（第 1 条）</p> <p>第 2 章 議会及び議員の活動原則等（第 2 条 <u>第 7 条</u>）</p> <p>第 3 章 市民と議会との関係（<u>第 8 条 第 1 1 条</u>）</p> <p>第 4 章 議会と市長等との関係（<u>第 1 2 条 第 1 6 条</u>）</p> <p>第 5 章 議員間討議等（<u>第 1 7 条 第 2 0 条</u>）</p> <p>第 6 章 議員の政治倫理、身分及び待遇（<u>第 2 1 条 第 2 5 条</u>）</p> <p>第 7 章 議会事務局の体制整備（<u>第 2 6 条・第 2 7 条</u>）</p> <p>第 8 章 最高規範性と見直し手続等（<u>第 2 8 条 第 3 0 条</u>）</p> <p>附則</p> <p>二元代表制のもと、議会は合議制の意思決定機関として、市長は独任制の執行機関として、それぞれの異なる特性を生かし、市民の意思を市政に的確に反映させるために競い合い、協力しながら、戸田市としての最良の意思決定を導く共通の使命が課せられている。</p> <p>意思決定機関である議会は、「市民の意見を代表できる」という特性を生かしていくために、議員同士が自由闊達な議論をたたかわせ、その中から論点や課題を明らかにするとともに、意見を集約していく必要がある。</p> <p>そして、市民と身近に接した市民の代表機関である議会は、市民本位の立場をもって、より適切に政策を決定するとともに、その執行を監視し、さらには、政策提言を積極的に行ってい</p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第 1 章 総則（第 1 条）</p> <p>第 2 章 議会及び議員の活動原則等（第 2 条 <u>第 8 条</u>）</p> <p>第 3 章 市民と議会との関係（<u>第 9 条 第 1 2 条</u>）</p> <p>第 4 章 議会と市長等との関係（<u>第 1 3 条 第 1 7 条</u>）</p> <p>第 5 章 議員間討議等（<u>第 1 8 条・第 1 9 条</u>）</p> <p>第 6 章 議員の政治倫理、身分及び待遇（<u>第 2 0 条 第 2 4 条</u>）</p> <p>第 7 章 議会機能の充実強化（<u>第 2 5 条 第 3 0 条</u>）</p> <p>第 8 章 最高規範性と見直し手続等（<u>第 3 1 条 第 3 3 条</u>）</p> <p>附則</p> <p>二元代表制のもと、議会は合議制の意思決定機関として、市長は独任制の執行機関として、それぞれの異なる特性を生かし、市民の意思を市政に的確に反映させるために競い合い、協力しながら、戸田市としての最良の意思決定を導く共通の使命が課せられている。</p> <p>意思決定機関である議会は、「市民の意見を代表できる」という特性を生かしていくために、議員同士が自由闊達な議論をたたかわせ、その中から論点や課題を明らかにするとともに、意見を集約していく必要がある。</p> <p>そして、市民と身近に接した市民の代表機関である議会は、市民本位の立場をもって、より適切に政策を決定するとともに、その執行を監視し、さらには、<u>政策立案及び政策提言を積極</u></p>

かなければならない。

ここに、議会は、地方自治の本旨に基づいて、市民の信託に全力で応えていくことを決意し、この条例を制定する。

第1条（略）

（議会の役割）

第2条（略）

2（略）

3 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、議員間における自由討議を通じて合意形成を図る政策提言機関である。

第3条～第6条（略）

第7条（略）

2 常任委員会は、年間活動テーマを設定し、閉会中においても所管事務調査を実施するとともに、積極的に政策提言を行うよう努めるものとする。

（市民参加及び市民との協働）

第8条（略）

2・3（略）

4 議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、自らの政策能力の強化や政策提言の拡大を図るものとする。

第9条～第11条（略）

第12条 議会は、市民の意思を代表する合議制の機関として、二元代表制のもと、常に市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）との相互のけん制と均衡により緊張関係を保ち、事務執行の監視及び評価並びに政策提言を行い、市政の発展に取り組みなければならない。

2・3（略）

第13条～第16条（略）

（議員間討議）

第17条（略）

2 議員は、議員間における討議を通じて議会の意思の集約を図り、合意形成に努めるものとする。

第18条（略）

（研修の充実）

第19条 議会は、監視及び評価の機能の充実並びに政策立案能力の向上のため、積極的に研修の充実に努めるものとする。

（交流及び連携の推進）

第20条 議会は、分権時代にふさわしい議会

的に行っていかなければならない。

ここに、議会は、地方自治の本旨に基づいて、市民の信託に全力で応えていくことを決意し、この条例を制定する。

第1条（略）

（議会の役割）

第2条（略）

2（略）

3 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、議員間における自由討議を通じて合意形成を図る政策立案及び政策提言機関である。

第3条～第6条（略）

第7条（略）

2 常任委員会は、年間活動テーマを設定し、閉会中においても所管事務調査を実施するとともに、積極的に政策立案及び政策提言を行うよう努めるものとする。

（災害時の対応）

第8条 議員は、別に定めるところにより、戸田市議会災害対策支援本部が設置されたときは、災害復旧等に寄与するため、迅速かつ適切に行動するものとする。

（市民参加）

第9条（略）

2・3（略）

4 議会は、市民との意見交換の場として議会懇談会等を設け、自らの政策能力を強化し、政策立案及び政策提言の充実を図るものとする。

第10条～第12条（略）

第13条 議会は、市民の意思を代表する合議制の機関として、二元代表制のもと、常に市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）との相互のけん制と均衡により緊張関係を保ち、事務執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言を行い、市政の発展に取り組みなければならない。

2・3（略）

第14条～第17条（略）

（議員間討議）

第18条（略）

2 議員は、議員間における討議を通じて合意形成を図り、政策立案及び政策提言に努めるものとする。

第19条（略）

の在り方についての調査研究を行うため、他の地方公共団体との交流及び連携を推進するものとする。

第21条～第23条（略）

（政務活動費）

第24条（略）

2（略）

3 議長は、政務活動費の収支報告書を公表することにより、政務活動費の透明性の向上に努めるものとする。

（議会改革の推進）

第25条 議会は、議会の信頼性を高めるため、不断の改革に努めるものとする。

2（略）

第7章 議会事務局の体制整備

（議会事務局の体制整備）

第26条 議会は、議会及び議員の政策立案の支援体制を充実させるため、議会事務局の調査及び法制機能の強化を図るものとする。

第27条（略）

第28条～第30条（略）

附則（略）

第20条～第22条（略）

（政務活動費）

第23条（略）

2（略）

3 議長は、政務活動費の収支報告書及び領収書等の証拠書類を公表することにより、政務活動費の透明性の向上に努めるものとする。

（議会改革の推進）

第24条 議会は、その信頼性を高めるため、不断の改革に努めるものとする。

2（略）

第7章 議会機能の充実強化

（議会事務局の体制整備）

第25条 議会は、議会及び議員の政策立案及び政策提言の支援体制を充実させるため、議会事務局の調査及び法制機能の強化を図るものとする。

第26条（略）

（議員研修の充実）

第27条 議会は、市政に対する監視及び評価の機能の充実並びに政策立案及び政策提言の能力の向上のため、積極的に研修の充実に努めるものとする。

（交流及び連携の推進）

第28条 議会は、市政に対する監視、政策立案及び政策提言等、議会の権能を十分に発揮するため、他の地方公共団体との交流及び連携を推進するものとする。

（情報通信技術の積極的活用）

第29条 議会は、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、情報通信技術の積極的な活用を図るものとする。

（議会事務局からの提案）

第30条 議会事務局は、議会及び議員の政策立案及び政策提言を支援するため、議会に対し提案を行うことができる。

第31条～第33条（略）

附則（略）

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年2月2日提出